

経済産業省告示第八十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百十一号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月十四日から施行する。

平成二十一年四月十三日

経済産業大臣 二階 俊博

附則中「平成二十一年四月十三日」を「平成二十二年四月十三日」に改める。